

だい き い し か わ け ん ち い き じ ゅ う た く け い か く
第2期石川県地域住宅計画

(第9回変更)

いしかわけん かなざわし ななおし こまつし わじまし すずし かがし はくいし し はくさんし のみし
石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、
ののいちし かわきたまち つばたまち うちなだまち しかまち ほうだつしみずちよう なかのとまち あなみずまち のとちよう
野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

平成27年3月

地域住宅計画

計画の名称	第2期石川県地域住宅計画		
都道府県名	石川県	作成主体名	石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
計画期間	平成	22	年度 ~ 27 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

<自然文化>

本県は、北陸地方の中央に位置し、能登半島の多様な海岸、白山が織りなす美しい自然や、各地域の城下町・温泉・漁港など、豊かな歴史・文化が育まれている。また、気候は日本海側気候で冬季には積雪がある。

<人口世帯>

本県の特徴は、県都金沢市及びその周辺を含めた金沢都市圏への人口集中と、能登地域及び白山ろく地域を中心とした過疎化が同時に進行したことであり、過疎化の進行は依然歯止めがかからない。

また、他の地方都市同様、金沢市を含め各市において中心市街地の衰退が進んでいる。

高齢化は過疎地域や中心市街地での進行が早く、特に高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が激増している。

<住宅事情>

県全体では持家率は69%であるが、金沢市の持家率は57%と低い。逆に能登地域では90%超の市町が多く、地域格差が大きい。(H20住調より)

<住宅政策>

「石川県住宅マスタープラン」(平成18年3月策定)を基本として成果指標を設定し、推進すべき施策を位置づけた「石川県住生活基本計画」(計画期間平成18~27年度)の「安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して」を基本理念に住宅政策を展開している。

2. 課題

○超高齢社会の到来、ライフスタイルや家族形態の多様化など社会経済情勢の大きな変化の中で、より公平で的確なセーフティネットが求められている中、県内の公的賃貸住宅には依然として居住水準の低い老朽住宅が多数存在している。

○地震・豪雪等の自然災害や火災に対する対策が不十分な住宅、バリアフリー化がなされていない住宅等も多数存在していることから、安全に安心して生活できる居住環境とは言い切れない。

○地球の環境保全が求められている中、環境負荷の低減などの社会的要請に積極的に対応が必要である。

○中心市街地の空洞化、過疎地域における集落消滅といったコミュニティ形成の危機的状況、空き家の増加、伝統的まちなみの崩壊等、地域毎に対応しなければならない課題がある。

3. 計画の目標

- より公平で的確なセーフティネットを構築することにより、誰もがいつまでも安心して暮らせる住まい・まちづくりを推進する。
- 地震対策、バリアフリー化などにより、良質な住宅ストックを形成し、誰もが安全に生活できる住まい・まちづくりを推進する。
- 住宅の長寿命化、省エネルギー対策により、環境にやさしい住まい・まちづくりを推進する。
- 中心市街地活性化、町家再生、空き家の改善、交流人口拡大施策など地域特性に応じた住まいづくり・まちづくりを推進する。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
老朽公営住宅の解消	%	昭和55年以前に建設された公営住宅の解消率	50.1%	H21	55%	H27
バリアフリー化の推進	%	バリアフリー化された公営住宅比率 (手すりの設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住戸)	42.0%	H21	46%	H27
省エネルギー対策の推進	%	省エネルギー対策を講じた公営住宅の比率 (二重サッシ又は複層ガラスが使用された住戸)	21.1%	H21	25%	H27
除却・活用を推進すべき区域内の住宅数 に対する空き家住宅・建築物の割合	%	除却・活用を推進すべき区域内の住宅数に 対する空き家住宅・建築物の割合	17.9%	H25	15%	H27

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

- ・ より公平で的確なセーフティネットを構築するため、老朽公営住宅の建替、既存公営住宅の改善事業を推進する。
- ・ 子育て支援や定住促進などのため、公営住宅の新規供給等を行う。
- ・ 民間住宅も含めた耐震性の向上を図る。

<地域優良賃貸住宅の整備に関する事項>

- ・ 整備を促進すべき地域 公共供給：野々市市全地域（一般型）
- ・ 居住環境の整備改善に資するため、空き家再生等推進事業により、以下の区域において、
空き家住宅・建築物の除却・活用を推進する。
能美市佐野町、小松市日用町

(2) 提案事業の概要

- ・ 多様なニーズに応え、良質な住宅ストックの形成に資するために、住宅相談・住情報の提供等を行う。
- ・ 安全・安心な住宅整備のため、民間住宅の耐震診断・耐震改修を支援する。
- ・ 貴重な住文化を後世に継承していくため、古民家・町家の再生活用や、まちなみ形成のための修景整備を行う。
- ・ 過疎地域等の活性化のため、UJIターン者のための定住促進を支援する。
- ・ 環境にやさしい住宅整備のため、民間住宅の省エネ改修を支援する。 等

(3) その他（関連事業など）

- ・ まちなみ環境の整備、住宅市街地の面的整備を実施する。
- ・ 住宅確保要配慮者のニーズに対応するため、地域の実情を踏まえた公営住宅の優先入居等を検討、実施する。
- ・ 必要に応じ、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組む。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業		事業主体	規模等	交付期間内 事業費	交付算定対象 事業費
事業	細項目				
公営住宅等整備事業		石川県、金沢市、白山市、野々市市	25戸	154	154
	(地域自主戦略交付金分)	石川県	1式	367	367
公営住宅等ストック総合改善事業	住戸改善、全面的改善	金沢市、能登町	60戸	134	134
住宅・建築物安全ストック形成事業		金沢市	24戸	9	9
小計				664	664
公営住宅等整備事業		石川県、金沢市、小松市、白山市、野々市市、能登町	423戸	5,604	5,604
	(地域自主戦略交付金分)	石川県	64戸	609	609
地域優良賃貸住宅整備事業		野々市市	16戸	269	269
公営住宅等ストック総合改善事業	住戸改善、共用部分改善、計画策定等	石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、羽咋市、白山市、能美市、川北町、津幡町、志賀町、宝達志水町、穴水町、能登町	2,298戸	1,550	1,550
	共用部分改善等(地域自主戦略交付金分)	石川県	38戸	68	68
住宅地区改良事業等	計画基礎調査事業	能美市	1式	16	16
	空き家再生等推進事業	小松市、能美市	1式	79	79
住宅市街地基盤整備事業	道路、街路	石川県、金沢市、白山市	1式	3,790	3,790
	河川	金沢市	1式	99	66
	河川(地域自主戦略交付金分)	石川県	1式	120	120
住宅・建築物安全ストック形成事業		金沢市	1式	63	63
	住宅・建築物耐震化緊急支援事業	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	1式	116	232
公的賃貸住宅家賃低廉化事業		小松市、白山市、能美市、野々市市、穴水町、能登町	1式	275	275
災害公営住宅家賃低廉化事業		輪島市、穴水町	1式	237	237
小計				12,896	12,979
合計(A+K)				13,559	13,642

・・・A

・・・K

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費	交付算定対象 事業費
金沢住まいづくり情報啓発事業		金沢市	1式	1	1
まちなか定住促進事業	まちなか空家定住促進対策事業分	金沢市	3戸	2	2
木の家づくり奨励事業		金沢市	40戸	9	9
額新町住宅建設事業(第7期) 舗装工事		金沢市	1式	9	9
既存木造住宅耐震設計補助事業		七尾市	1戸	0	0
既存木造住宅耐震改修工事補助事業	★	七尾市	1戸	1	1
定住促進住宅取得奨励金事業		七尾市	8戸	5	5
公営住宅整備関連事業(公営住宅の駐車場整備)		小松市	1式	37	37
既存建築物耐震改修促進事業	★	輪島市	295戸	52	52
太陽光発電システム設置助成事業		加賀市	4戸	0	0
民間木造住宅耐震改修等事業	耐震診断	能美市	1戸	0	0
住宅太陽光発電システム設置補助		川北町	1戸	0	0
住宅用太陽光発電システム設置助成事業		津幡町	10戸	1	1
住宅新築等奨励金		宝達志水町	2戸	1	1
水洗便所等改造助成金		宝達志水町	4戸	0	0
ウェルカム定住奨励金事業		中能登町	4戸	0	0
住宅・建築物耐震化促進事業	★	能登町	1戸	1	1
合計				119	119

★住宅耐震改修に関する補助事業では、租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除(以下「特別控除」という。)の適用を受ける者について補助金の交付に当たっては、あらかじめ当該特別控除の額を差し引いて交付したものとします。

※交付期間内事業費は概算事業費(百万円未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合がある)

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

該当なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。